

# 平成30年度第2回出雲市入札制度等監視委員会

## 議事概要

開催日及び場所	平成30年11月26日(月)15時00分～17時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授) 委員 朝田 良作 (島根大学大学院法務研究科教授) 黒目 光正 (出雲市自治会連合会副会長) 藤原 美恵 (税理士) 山本 樹 (弁護士)	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日	
報告事項	(1) 入札方式別発注工事の状況について (2) 指名停止の運用状況について (3) 低入札価格調査制度の運用状況について (4) 苦情処理の運用状況について (5) その他	
審議事項	抽出案件(3件)	
	一般競争入札(通常型)	1. 次期可燃ごみ処理施設敷地造成工事
	一般競争入札(簡易型)	2. 平田文化館プラタナスホール舞台照明設備改修工事
	一般競争入札(簡易型)	3. 旧大社支所解体及び大社消防署庁舎改修工事
		備考 抽出の考え方(抽出担当:藤原委員) ・今期一番規模の大きい工事であり、落札率が低いため ・金額が高く、応札者数も多い中で落札率が高いため ・落札業者が前期に低入札を行った者であり、落札率が極端に低いため ※落札率が高い場合は競争性が保たれているのか、低い場合は工事品質や業者の持続可能性が保たれているのかを検証する必要がある。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

<b>【報告事項について】</b>	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① (4) 完成した工事の工事成績評価に関する質問はよくあるものか。	① 年間1件程度である。
② 出来ばえの加点が0点であり、回答には「管路のたるみによる」とあるが、工事の品質は確保されているか。	② 工事の出来形の基準値の範囲内である。(合格点には達している。)誤差が小さければ評価が高くなる。
③ この成績評価は、業者の格付けや総合評価方式入札での加点に関係してくるものか。 それで思っている評価より悪ければこのように質問してくるものであるのだろうか。	③ そのとおりであると思う。 また、今後の改善点を探る意味もあると思う。
④ 今期の総合評価方式入札の該当はあったか。	④ 入札方式別発注工事一覧表の施工方法が「一般競争入札(特別簡易型)」となっているものが該当工事である。 今期は14件あった。
<b>【審議事項について】</b>	
1) 次期可燃ごみ処理施設敷地造成工事	
意見・質問	回 答
① 落札者が提示した価格と予定価格に大きな差が出た理由は。	① 落札者が、共同企業体としての積算価格と下請け協力業者からの見積りとの比較、資材納入予定業者からの資材等の価格の交渉、また諸経費の面でも共同企業体としての労務費、運搬費等々を利益面も考慮したうえで入札金額を決定したことなどの理由による。 また、下請け業者が大型機械を保有していることも大きな要因のひとつである。
② 予定価格の設定は適正か。 予定価格との差が1億数千万円あり、この差が適正であったかの判断が必要。	② 積算基準に基づいて積算しているため、適正である。

<p>③ 当該価格で入札した理由として「共同企業体としての積算価格と下請協力業者からの見積りとの比較」とはどういう意味か。</p>	<p>③ 業者がとった下請協力業者の見積りが割安だったということである。提出された下請けの見積を確認したところ、市の施工単価との差がかなり大きく、半分くらいであった。 また、機械の減価償却を市は10年でみているが、この業者はその償却期間後も引き続き使用している。</p>
<p>④ 大型機械を保有していることが、金額的にどのくらい節減できると考えるか。</p>	<p>④ 詳しくは分からないが、例えば落札業者は1台4,000万円程度する大型ダンプを複数台保有している。リースをすると1日数万かかる。</p>
<p>⑤ 市の積算には大型機械のリース料が計上されているのか。</p>	<p>⑤ 積算には直接含まない。掘削1m3あたりの単価の中に機械のリース料や燃料代などが含まれる。</p>
<p>⑥ 結論として節減に何千万のボリュームが出るといえるのか。</p>	<p>⑥ あり得ると思う。 今回はものを作るわけではなく、土工事が8割程度を占めるので、これだけ金額を削っても利益はできると考える。</p>
<p>⑦ 下請予定の協力業者が大型機械を保有しているというのは、その業者だけではないと思われ、これが入札金額の差を生むものではないと考えるが。</p>	<p>⑦ どのJVも同条件で下請契約できたと考えられるが、最終的にどのような金額で応札するかは各JVの判断によるものとする。</p>
<p>⑧ この工事は将来的に本体工事につながるのか。</p>	<p>⑧ この工事の入札に並行して、建築工事の入札を行っていた。5月29日に開札（審査結果公表は6月11日）をしている。今回応札のJV構成員は、それぞれ別々のグループに所属し、応札をしていた。その中で造成工事の後、速やかに本体工事を請け負いたいということを念頭に入札金額を決められた（引き続いて大型工事を請け負うことにより価格を低く抑えられる）ことはあつたらうと考える。</p>
<p>⑨ 建築工事は今回の監視委員会の審査対象にはなっていないのか。</p>	<p>⑨ 建築工事は運営とセットで環境施設課の方で入札執行をしているため、今回の審査対象とはなっていない。</p>
<p>⑩ 次期可燃ごみ処理施設の運営は建設工事の業者が行うのか。</p>	<p>⑩ 建築工事の仕様だけを示し、設計・施工・運営をセットにした入札を行った。</p>
<p>⑪ 総額で250億という金額か。</p>	<p>⑪ 設計・施工が約150億、運営が20年間で約100億（耐用年数を迎える機器の更新を含む）である。</p>
<p>⑫ 近隣での事業を行っていたり工事受注をしていることが有利に働くというのは、他の会社の割り込む余地を無くしているのではないか。</p>	<p>⑫ 他のJVについても落札を目指して応札していると思われ、価格2位の業者も入札率が調査基準価格に対してわずかの差しかない。競争は保たれていると考える。</p>

<p>⑬ 落札業者は建築工事を受注したうえに関連工事も受注できている。他のJVは関連工事を受注できているか。 1者が関連工事を低価格で独占しているのではないか。</p>	<p>⑬ 建築工事の受注が決まってからの入札ばかりではないため、必ずしも関連はないと思われる。</p>
--	---

## 2) 平田文化館プラタナスホール舞台照明設備改修工事

意見・質問	回答
<p>① 契約金額が大きく、参加者も7者いる中で落札率が高い理由は。</p>	<p>① 本件は舞台照明設備の制御機器の更新がメインであり、機器代が工事費全体の約3割を占めている。また、機器には特殊性があり、限られたメーカーの受注生産となる。さらに、舞台照明設備の工事の件数は少なく、(業者の経験もあまりないため) 価格競争は起こりにくかったと考える。 直近5年間の電気工事の平均参加者数は5.8者、平均落札率は97.7%であり、過去の傾向からも落札率が高い状態が続いているといえる。</p>
<p>② この機器を扱うメーカーは全国に何社くらいあるか。</p>	<p>② 設計の段階で把握しているのは、主要メーカーで5社である。</p>
<p>③ ということは寡占状態の事業分野と考えてよろしいか。</p>	<p>③ そうであろう。舞台施設自体も減ってきており、取り扱うメーカーは少ない。</p>

## 3) 旧大社支所解体及び大社消防署庁舎改修工事

意見・質問	回答
<p>① 落札率が極端に低いこと、他の業者との価格差について。</p>	<p>① 落札業者は解体工事の専門業者であり、機械を自社で所有していたり、下請に頼らず自社でできる範囲が大きいなど、価格を抑えつつ効率的に解体するノウハウを持っていると考えられる。</p>
<p>② 落札業者は前期に低入札価格調査の対象となる工事を受注しており、会社として無理はないだろうか。</p>	<p>② 平成27, 28, 30年度に1件ずつ低入札価格調査対象となった案件があり、うち2件を受注している。(うち1件は価格がより低い業者が落札者となった。) 評定のある工事は過去5年間で標準的な成績を修めている。 平成27年度には優良工事表彰を受けている。平成28年度の労働条件審査では適正評価を受けている。 よって特段問題はないと考える。</p>
<p>③ 最低制限価格の設定基準は。</p>	<p>③ 5,000万円以上の工事には調査基準価格を、5,000万円未満の工事には最低制限価格をそれぞれ設定している。 ただし、機械設備工事など材料費が</p>

	大半を占める工事や解体工事は制限価格を設けていない。
④ その基準は出雲市の基準として規則があるのか。	④ 最低制限価格を設ける工事についての規則がある。
⑤ 解体工事の場合は安ければ安いほど良いということか。	⑤ 価格面ではそうなる。 施工面では、評価が悪くなれば後ほどの格付け等に影響してくるが、解体工事は過去の状況をみてもそれほど悪い評価はない。 現状は適正に施工されているので、制限価格の導入は考えていない。
⑥ その基準は出雲市だけで決められるものか。	⑥ そのとおりである。県内にも解体工事に制限価格を設定していない自治体は複数ある。